

道路占用料制度に関する調査検討会の開催趣旨について

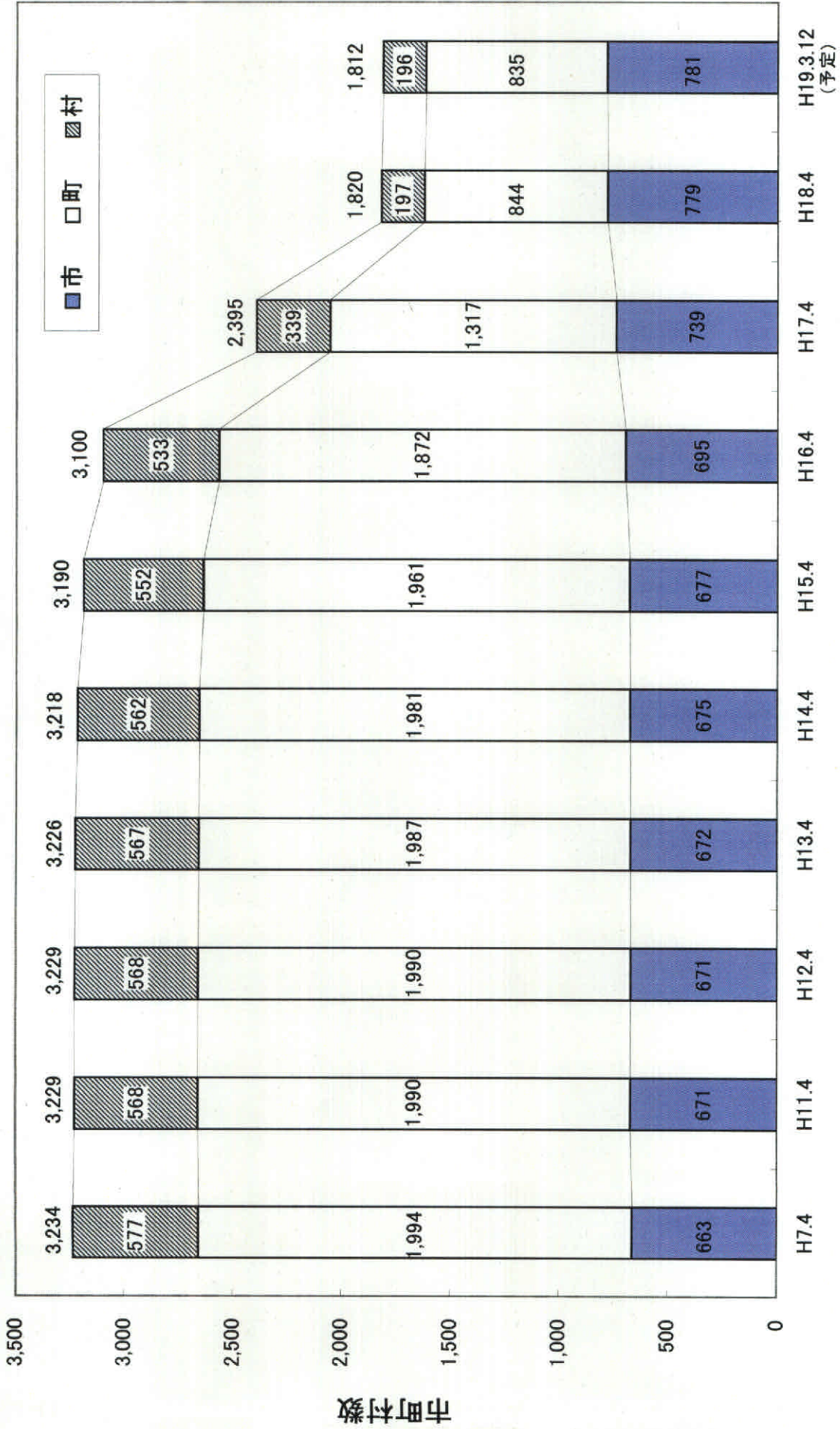
国が管理する国道における占用料については、道路法施行令別表に規定されているが、平成8年4月以降、見直しが行われないうまま現在に至っている。

また、占用料は、道路価格を基礎として所在地区分（全国の市区町村を①甲地：23区・政令指定市等、②乙地：甲地以外の市、③丙地：町村に区分）毎に設定しているが、全国的に大規模な市町村合併が進展し、当該所在地区分の構成市町村に変更が生じており、これに伴い道路価格にも変動が生じている。

さらに、道路価格が平成8年当時に比べて下落しており、規制改革要望として、近年の全国的な地価の下落を反映した道路占用料単価の見直しが求められたことから、「規制改革・民間開放推進3か年計画（再改訂）」（平成18年3月31日閣議決定）において、「道路占用料単価の見直しについて、市町村合併の状況を踏まえつつ、平成18年中に結論を得ることを目途として検討する。」とされているところである。

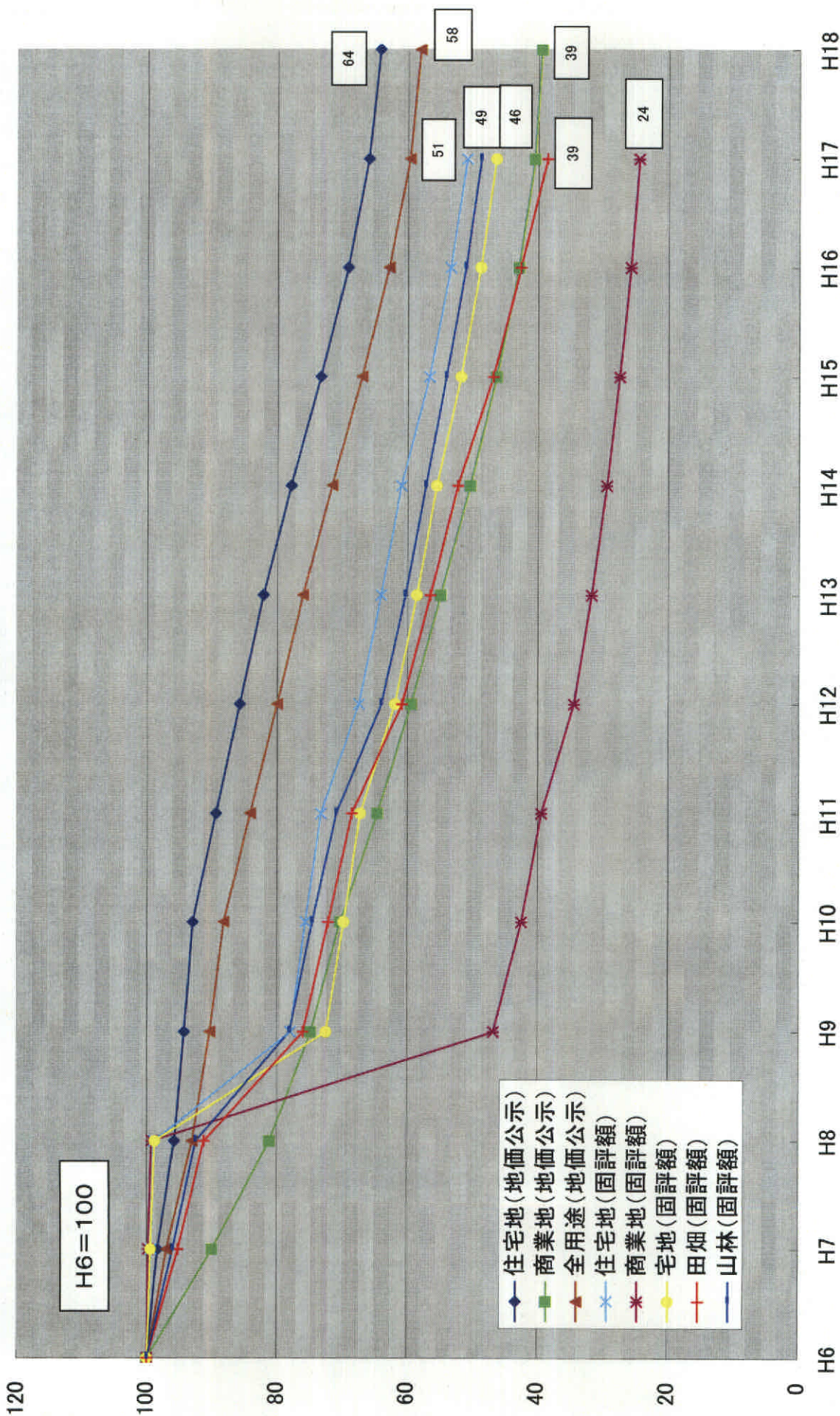
これらのことから、占用料の見直しの検討を行うこととし、検討を行うに当たり、占用料算定に用いる使用料率の設定、所在地区分、占用者からの各種要望等、検討が必要と考えられる事項について、幅広く意見等を聴取し検討を行うことを目的として本検討会を開催するものである。

市町村数の推移グラフ



出典：総務省ホームページより

地価公示価格及び固定資産税評価額の推移(全国)



出典: 地価公示(国土交通省)、固定資産の価格等の概要調査(総務省)より